

従来型個室・施設入所サービス利用料金表（強化型）

≪ 1 月あたりの施設利用料 ≫ 1 割負担

介護保険自己負担額	+	食費・居住費	+	日用品費・その他	=	合計金額（概算）

※左記の合計金額については、あくまでもおよその金額ですので、多少前後する場合があります。

※介護度・段階別施設利用料（1 か月あたり＝31日計算）

要介護度	内 訳	第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備 考
要介護1	*介護保険自己負担額（①、②） *居住費 *食費 *室料（個室） *日用品費（A）	319,579円	270,599円	292,609円	237,119円	・②の※1介護職員処遇改善加算・教養娯楽費・別紙③の加算は左記には含まれておりません。 ・非課税世帯・生活保護の方などには、収入の段階に応じて減免をご案内できます。減免には原則「介護保険負担限度額認定証」が必要です。ご希望の方は市町村に申請し、施設に提示が必要です。その他「高額介護サービス費」制度の活用も可能です。
要介護2		322,059円	273,079円	295,089円	239,599円	
要介護3		324,229円	275,249円	297,259円	241,769円	
要介護4		326,089円	277,109円	299,119円	243,629円	
要介護5		327,918円	278,938円	300,948円	245,458円	

※介護保険の自己負担額内訳（1割負担分）

①基本料金②その他の料金（毎月必ず加算される項目）

	該当区分	1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額（31日）		1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額（31日）	備 考
施設サービス費（ⅱ）	要介護1	842円	26,102円	夜勤職員配置加算	26円	806円	夜勤を行う看護。介護職員を一定の基準で配置している
	要介護2	922円	28,582円	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	744円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
	要介護3	992円	30,752円	栄養マネジメント強化加算	12円	372円	管理栄養士の配置割合を満たしていること。入所者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出していること
	要介護4	1,052円	32,612円	在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅱ）	55円	1,705円	在宅復帰・在宅支援指数が70以上の場合（在宅強化型）の場合
	要介護5	1,111円	34,441円	※1介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の7.5%増し		介護職員の処遇改善に対する加算

※その他の利用料（1月あたりの金額）※31日計算

項目	第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備 考
居住費（1日あたり）	1,800円	1,370円		550円	居住環境に応じて、施設が提供する「光熱費」と「基本的室料」相当の金額
居住費（1月あたり）	55,800円	42,470円	42,470円	17,050円	
食費（1日あたり）	1,800円	650円	1,360円	390円	「食材料費」と「調理費」の範囲が全額自己負担になります
食費（1月あたり）	55,800円	20,150円	42,160円	12,090円	

項目		1日あたり	1月あたり	備 考
室料	個室	5,500円	170,500円	特別な療養室料（税込金額）
	特室	8,800円	272,800円	
その他	日用品費（A）	250円	7,750円	ポリデント/歯磨き粉/歯ブラシ/BOXティッシュ/ウェットティッシュ/タオル等
	日用品費（B）	200円	6,200円	歯磨き粉/歯ブラシ/BOXティッシュ/ウェットティッシュ/タオル等
	教養娯楽費	実施回数分		個別に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など

項目		金 額	備 考
その他利用料以外	文書料	実 費	証明書及び診断書等を作成した場合（紹介状、診療情報提供書を除く）
	電気代	実 費	個別的に電化製品をお持ちいただく場合にはご相談ください。別途契約が必要になります。
	予防接種代	実 費	インフルエンザ予防接種等の費用
	テレビカード	1,000円	1 枚で約10時間使用可能

※外部委託業者より請求されるもの（利用時）

項目	金 額	備 考
理美容代	実 費	ご希望に合わせて、1～2ヶ月に1回のペースで実施（外部委託業者との直接契約になります）
私物洗濯代	実 費	外部洗濯業者との直接契約に基づき利用する場合、（別途資料あり）

《料金表に関する注意事項》

- *①、②及び別紙③については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。
- *②その他の料金※1介護職員処遇改善加算については、①、②及び別紙③のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。
- *③は別紙になります。

《ご利用時の注意事項》

*感染症や精神症状など、医師の判断で個室利用する場合は、1ヶ月間多床室の居住費と同額で利用できます。

《介護保険負担限度額（食費・居住費（滞在費））の軽減制度について》

ご利用者ご本人様下記の表にある課税状況により、食費・居住費（滞在費）が軽減される制度があります。市町村の介護保険相談窓口にてご相談の上、申請して下さい。なお、『介護保険負担限度額認定証』を受けている場合には、認定証に記載している金額のご負担となりますので、ご利用の際は必ず施設にご提示ください。ご提示がない場合は軽減されませんのでご了承ください。なお、この制度・申請についてご不明な点がございましたら担当相談員にご相談ください。

1		2		利用者負担段階 従来型個室の場合
課税状況の要件	預貯金等の資産要件			
	被保険者本人の 収入・所得の状況	預貯金等の合計額 (注2)		
生活保護受給者		—		第1段階に認定
被保険者本人の属する世帯 の全員が市民税非課税者 ※配偶者は別世帯でも 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者 (注1)	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下		
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が80万9千円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下		
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が80万9千円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下		
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下		
				第2段階に認定 居住費550円 食費 390円
				第3段階①に認定 居住費1370円 食費 650円
				第3段階②に認定 居住費1370円 食費1360円

《介護保険高額介護サービス費について》

同月内に利用した介護サービス（介護予防サービス）の利用者負担（1割、2割又は3割分の負担金の合計額）が下記の上限額を超えた場合に、申請により超えた額を「高額介護（介護予防）サービス費」として市から支給する制度です。高額介護（介護予防）サービス費は、在宅・施設にかかわ

所得区分		上限額（世帯）
現役並み所得の方（※1）	（1）課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の世帯の方	140,100円
	（2）課税所得380万円（年収約770万円）以上課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の世帯の方	93,000円
	（3）課税所得380万円（年収約770万円）未満の世帯の方	44,400円
市民税課税世帯の方		44,400円
世帯全員が市民税非課税の方		24,600円
（1）本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額（※2）の合計が80万円以下の方		15,000円
（2）老齢福祉年金受給者		15,000円
生活保護受給者の方		15,000円

対象外のもの：福祉用具購入費や住宅改修費、サービスの支給限度基準額を超えた部分、施設利用の際の食費・居住費、日常生活費等

当施設は、第2種社会福祉事業を行っております。経済的な理由により、必要な介護を受ける機会を制限される事なく、多くの方に利用していただけるよう、低額な料金で支援を行います。経済的負担がある方は、ご相談下さい。

多床室・施設入所サービス利用料金表（強化型）

≪ 1 月あたりの施設利用料 ≫ 1 割負担

介護保険自己負担額	+	食費・居住費	+	日用品費・その他	=	合計金額（概算）

※左記の合計金額については、あくまでもおよその金額ですので、多少前後する場合があります。

※介護度・段階別施設利用料（1 か月あたり＝31日計算）

要介護度	内訳	第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備 考
要介護1	*介護保険自己負担額（①、②） *居住費 *食費 *日用品費（A）	119,288円	73,718円	95,728円	65,658円	・②の※1介護職員処遇改善加算・教養娯楽費・別紙③の加算は左記には含まれておりません。 ・非課税世帯・生活保護の方などには、収入の段階に応じて減免をご案内できます。減免には原則「介護保険負担限度額認定証」が必要です。ご希望の方は市町村に申請し、施設に提示が必要です。その他「高額介護サービス費」制度の活用も可能です。
要介護2		121,799円	76,229円	98,239円	68,169円	
要介護3		124,000円	78,430円	100,440円	70,370円	
要介護4		125,922円	80,352円	102,362円	72,292円	
要介護5		127,689円	82,119円	104,129円	74,059円	

※介護保険の自己負担額内訳（1割負担分）

①基本料金 ②その他の料金(毎月必ず加算される項目)

	該当区分	1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額（31日）		1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額（31日）	備 考
施設サービス費（Ⅳ）	要介護1	931円	28,861円	夜勤職員配置加算	26円	806円	夜勤を行う看護。介護職員を一定の基準で配置している
	要介護2	1,012円	31,372円	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	744円	介護職員の資格等基準に対しての体制加算
	要介護3	1,083円	33,573円	栄養マネジメント強化加算	12円	372円	管理栄養士の配置割合を満たしていること。入所者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出していること
	要介護4	1,145円	35,495円	在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅱ）	55円	1,705円	在宅復帰・在宅支援指数が70以上の場合（在宅強化型）の場合
	要介護5	1,202円	37,262円	※1介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の7.5%増し		介護職員の処遇改善に対する加算

※その他の利用料（1月あたりの金額）※31日計算

項目		第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備 考
居住費（1日あたり）	2人	750円	430円		430円	居住環境に応じて、施設が提供する「光熱費」と「基本的室料」相当の金額
	4人					
居住費（1月あたり）		23,250円	13,330円	13,330円	13,330円	
食費（1日あたり）		1,800円	650円	1,360円	390円	「食材料費」と「調理費」の範囲が全額自己負担になります
食費（1月あたり）		55,800円	20,150円	42,160円	12,090円	

項目		1日あたり	1月あたり	備 考
その他	日用品費（A）	250円	7,750円	ポリデント/歯磨き粉/歯ブラシ/BOXティッシュ/ウエットティッシュ/タオル等
	日用品費（B）	200円	6,200円	歯磨き粉/歯ブラシ/BOXティッシュ/ウエットティッシュ/タオル等
	教養娯楽費	実施回数分		個別に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など

項目		金 額	備 考
その他利用料以外	文書料	実 費	証明書及び診断書等を作成した場合（紹介状、診療情報提供書を除く）
	電気代	実 費	個別に電化製品をお持ちいただく場合にはご相談ください。別途契約が必要になります。
	予防接種代	実 費	インフルエンザ予防接種等の費用
	テレビカード	1,000円	1 枚で約10時間使用可能

※外部委託業者より請求されるもの（利用時）

項目		金 額	備 考
理美容代		実 費	ご希望に合わせて、1～2ヶ月に1回のペースで実施（外部委託業者との直接契約になります）
私物洗濯代		実 費	外部洗濯業者との直接契約に基づき利用する場合（別途資料あり）

《料金表に関する注意事項》

- *①、②及び別紙③については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。
- *②その他の料金※1介護職員処遇改善加算については、①、②及び別紙③のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。
- *③は別紙になります。

《ご利用時の注意事項》

*感染症や精神症状など、医師の判断で個室利用する場合は、1ヶ月間多床室の居住費と同額で利用できます。

《介護保険負担限度額（食費・居住費（滞在費））の軽減制度について》

ご利用者ご本人様下記の表にある課税状況により、食費・居住費（滞在費）が軽減される制度があります。市町村の介護保険相談窓口にてご相談の上、申請して下さい。なお、『介護保険負担限度額認定証』を受けている場合には、認定証に記載している金額のご負担となりますので、ご利用の際は必ず施設にご提示ください。ご提示がない場合は軽減されませんのでご了承ください。なお、この制度・申請についてご不明な点がございましたら担当相談員にご相談ください。

1		2		利用者負担段階 多床室の場合
課税状況の要件	預貯金等の資産要件			
	被保険者本人の 収入・所得の状況	預貯金等の合計額 (注2)		
生活保護受給者		—		第1段階に認定
被保険者本人の属する世帯 の全員が市民税非課税者 ※配偶者は別世帯でも 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者 (注1)	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下		
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が80万9千円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下		
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が80万9千円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下		
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下		
				第2段階に認定 居住費430円 食費 390円
				第3段階①に認定 居住費430円 食費 650円
				第3段階②に認定 居住費430円 食費1360円

《介護保険高額介護サービス費について》

同月内に利用した介護サービス（介護予防サービス）の利用者負担（1割、2割又は3割分の負担金の合計額）が下記の上限額を超えた場合に、申請により超えた額を「高額介護（介護予防）サービス費」として市から支給する制度です。高額介護（介護予防）サービス費は、在宅・施設にかかわ

所得区分		上限額（世帯）
現役並み所得の方 (※1)	(1) 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の世帯の方	140,100円
	(2) 課税所得380万円（年収約770万円）以上課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の世帯の方	93,000円
	(3) 課税所得380万円（年収約770万円）未満の世帯の方	44,400円
市民税課税世帯の方		44,400円
世帯全員が市民税非課税の方		24,600円
(1) 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額（※2）の合計が80万円以下の方		15,000円
(2) 老齢福祉年金受給者		15,000円
生活保護受給者の方		15,000円

対象外のもの：福祉用具購入費や住宅改修費、サービスの支給限度基準額を超えた部分、施設利用の際の食費・居住費、日常生活費等

当施設は、第2種社会福祉事業を行っております。経済的な理由により、必要な介護を受ける機会を制限される事なく、多くの方に利用していただけるよう、低額な料金で支援を行います。経済的負担がある方は、ご相談下さい。

＜別紙3＞その他の加算料金

※入所中に必ず請求が発生する加算

チェック		内 容	金 額	備 考
			1割負担	
		リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算Ⅰ	57円	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施にあたり、当該情報を有効な実施のために必要な情報として活用していること。また、リハビリ・口腔・栄養等に関する情報を一体的に相互に共有し、必要に応じて計画の見直しを行い、多職種間で情報共有をしている場合
		リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算Ⅱ	36円	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施にあたり、当該情報を有効な実施のために必要な情報として活用していること。
		自立支援推進加算	321円	自立支援の為の医学的評価を行い、6か月ごとに評価を見直す。医学的評価の結果、必要に応じて、自立支援に係る支援計画を策定し、3か月ごとに見直し、支援計画に従ったケアの実施を行う。評価の結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること
		褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	4円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出していること。また、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成、見直しを行っていること。
		褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	14円	(Ⅰ)に加えて褥瘡が認められた入所者の褥瘡が治癒したこと又は、施設内褥瘡が発生しないこと。
		排せつ支援加算(Ⅰ)	11円	排せつに介護を要する入所者等施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3か月に1回、評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。また、排せつに関する支援計画の作成、見直しを行っていること。
		排せつ支援加算(Ⅱ)	16円	(Ⅰ)に加えて排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は尿道カテーテルが抜去されていること。
		排せつ支援加算(Ⅲ)	22円	(Ⅰ)に加えて排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は尿道カテーテルが抜去され、かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
		科学的介護推進 体制加算(Ⅰ)	43円	入所者・利用者ごとの入所者の心身の状況等に係る 基本的な情報を3か月に1回厚生労働省へ提出していること。
		科学的介護推進 体制加算(Ⅱ)	64円	(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を、3か月に1回厚生労働省に提出していること。
		生産性向上 推進体制加算Ⅰ	107円	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果の確認や見守り機器等を複数導入し、職員間の役割分担の取組等を行い、1年以内に1回効果を示すデータを提出している場合
		生産性向上 推進体制加算Ⅱ	11円	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催し、必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っており、1年以内に1回効果を示すデータを提出し、見守り機器等を1つ以上導入している場合
		高齢者施設等感染 対策向上加算Ⅰ	11円	施設内で新興感染症や一般的な感染症が発生した場合、感染症法に規定する医療機関や協力医療機関と連携体制の構築、適切な対応を行う体制を確保し、医師会等の定期的な研修及び訓練に1年に1回参加している場合
		高齢者施設等感染 対策向上加算Ⅱ	6円	感染対策に係る一定の要件を満たしている医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている場合
		協力医療機関 連携加算1 (～R7.3.31迄)	107円	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て病歴等の情報共有をする会議を定期的に開催し、協力医療機関との連携体制の要件を満たしている場合
		協力医療機関 連携加算1 (R7.4.1～)	54円	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て病歴等の情報共有をする会議を定期的に開催し、協力医療機関との連携体制の要件を満たしている場合
		協力医療機関 連携加算2	6円	上記の要件を満たしていない、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て病歴等の情報共有をする会議を定期的に開催している場合

※入所日から1～3か月程度請求が発生する加算

チェック		内 容	金 額	備 考
			1割負担	
		初期加算1	64円	地域の医療機関との情報共有や急性期の医療機関から入所した場合、入所日から 30日間のみ(全入所者対象) ※30日以上入院した後の再入所も同様
		初期加算2	32円	入所日から 30日間のみ(全入所者対象) ※30日以上入院後に再入所も同様
	1 日 に つ き	短期集中リハビリ 実施加算Ⅰ	276円	入所日から3ヶ月以内に集中的に行うリハビリテーションを受け、かつ、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、結果等の情報を厚生労働省に提出をしている場合
		短期集中リハビリ 実施加算Ⅱ	214円	入所日から3ヶ月以内に集中的に行うリハビリテーションを受けた場合
		認知症短期集中 リハビリ加算Ⅰ	257円	認知症の方に対し医師の指示により短期集中的なりハビリテーションを受け、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境踏まえたうえで計画を作成した場合
		認知症短期集中 リハビリ加算Ⅱ	129円	認知症の方に対し医師の指示により短期集中的なりハビリテーションを受けた場合

※サービスを提供した場合に請求が発生する加算

チェック		内 容	金 額	備 考
			1割負担	
	1月につき	経口維持加算(Ⅰ)	428円	著しい摂食障害のある方で栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口摂取を維持するための経口維持計画を作成し実施した場合(原則6月以内、場合により継続)
		経口維持加算(Ⅱ)	107円	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援する為の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合(原則6月以内、場合により継続)
	1日に つき	経口移行加算	30円	経管栄養の方の経口摂取への移行をするための、経口移行計画の作成及び栄養管理を行う場合(原則180日間まで)
	1月につき	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合 (1月あたり)
		口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118円	(Ⅰ)に加えて厚生労働省にデータを提出していること。
		認知症チームケア 推進加算Ⅰ	161円	認知症の入所者の受入れている割合が一定以上の基準及び評価・計画の見直し等の要件を満たしており、認知症の行動・心理症状の予防等に係る専門的な研修、予防等に資するケアプログラムを含む研修を修了している者が、チームケアを実施している場合
		認知症チームケア 推進加算Ⅱ	129円	(Ⅰ)の基準、要件を満たしており、予防等に資する専門的な研修を修了している者がチームケアを実施している場合
		若年性認知症 入所者受入加算	129円	若年性認知症入所者(第2号被保険者)を受け入れた場合
		外泊時費用	387円	自宅などへ外泊をされた場合 (丸6日限度) ※外泊初日及び最終日は含まれません。
		外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	855円	居宅へ外泊し、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合に算定。外泊初日と最終日は施設基本利用料となる。(中6日限度) 外泊中も居住費、特別室料(一般棟:個室利用料)がかかります
		ターミナルケア加算 (死亡日)	2,030円	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りが行えるよう支援し、入所者又はその家族の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されている場合
		ターミナルケア加算 (死亡日前日 及び前々日)	972円	
		ターミナルケア加算 (4日以前 30日以内)	171円	
		ターミナルケア加算 (31日以前 45日以内)	77円	
		緊急時 施設療養費	554円	病状が著しく悪化し、緊急的に治療管理を行った場合。月1回連続3日まで算定。
		所定疾患 施設療養費(Ⅰ)	256円	肺炎、尿路感染症等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理を行った場合(連続7日間を限度)
		所定疾患 施設療養費(Ⅱ)	513円	診断根拠のある肺炎、尿路感染症等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理を行った場合 (連続10日間を限度)
		新興感染症等 施設療養費	257円	入所者が、厚生労働省が定める感染症に感染した場合に、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行ったうえで介護サービスを提供した場合(連続5日限度)
		認知症専門 ケア加算(Ⅰ)	4円	認知症の入所者の受入れている割合が一定以上の基準を満たしており、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が、チームとしてケアを実施している場合
		認知症専門 ケア加算(Ⅱ)	5円	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たしており、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、研修計画の作成認知症ケアの指導等を実施している場合
		認知症行動・心理 症状緊急対応加算	214円	「認知症の行動・心理症状」が認められた在宅の利用者が一時的に入所した場合
		認知症ケア加算	82円	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定

チェック		内 容	金 額	備 考
			1割負担	
	1 回 に つ き	安全対策体制加算	22円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所初日に限り算定)
		療養食加算	7円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合(1食につき)(1日につき3回限度)
		入所前後 訪問指導加算(Ⅰ)	481円	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療の方針の決定を行った場合(1回限度)。
		入所前後 訪問指導加算(Ⅱ)	513円	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療の方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
		試行的 退所時指導加算	428円	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合(3ヶ月の間に限り、1月に1回)
		退所時 情報提供加算Ⅰ	534円	居宅等への退所時、主治医に診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
		退所時 情報提供加算Ⅱ	267円	医療機関への退所時に、入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
		退所時栄養 情報連携加算	75円	特別食を必要とする利用者、低栄養状態にある利用者の退所先である居宅、医療機関等へ栄養管理に関する情報を提供した場合
		入退所前 連携加算(Ⅰ)	641円	居宅への退所時に居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの等の利用方針を定め、居宅支援事業者に対し、必要な情報を提供し、連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(1回あたり)
		入退所前 連携加算(Ⅱ)	428円	居宅への退所時に居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの等の利用方針を定めた場合(1回あたり)
		訪問看護指示加算	321円	自宅への退所時に施設の医師が訪問看護指示書を交付した場合(退所時に1回)
		かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅰ)イ	150円	入所前の主治医と連携して、6種類以上の内服薬を処方している当該入所者について、入所中に処方内容を総合的に評価及び調整、療養上必要な指導を行ない、変更があった場合は、多職種間で情報共有、入所者の状態等を確認し、退所後1月以内に主治医に情報提供をした場合
		かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	75円	(Ⅰ)イの要件を満たしており、入所前に6種類以上の内服薬を処方されていた入所者について、施設において入所中に服用薬剤の総合的な評価・調整を行い、療養上必要な指導を行なった場合
		かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅱ)	257円	(Ⅰ)イ又はロを算定しており、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
		かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅲ)	107円	(Ⅱ)を算定しており、退所時に、入所時と比べて1種類以上の減薬をした場合
		再入所時 栄養連携加算	214円	特別食を必要とする利用者が、病院又は診療所に入院し、再度当該施設に再入所する際、当該施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し、当該入所者に関する栄養ケア計画を策定した場合(1回を限度)
	減 算 項 目	安全管理体制を満たしていない場合の減算	-6円	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
		栄養マネジメントを実施していない場合の減算	-15円	栄養管理の基準を満たさない場合
	基 本 料 金 か ら 減 算 さ れ る 項 目	身体拘束廃止 未実施減算	基本料金に対し 90%に減算	身体拘束等を行うにあたり、記録をしていない場合
		高齢者虐待防止 未実施減算	基本料金から 1.0%減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合入所者全員についての減算
		業務継続計画 未策定事業所減算	基本料金から 3.0%減算	感染症や自然災害発生時において、早期の業務再開や必要な介護サービスを継続的に提供するための、業務継続計画が未策定の場合
		夜勤職員勤務条件基準 を満たさない場合の減算	基本料金の 97%に減算	夜間配置の基準を満たしていない場合
		入所定員の超過または 職員の欠員等の減算	基本料金の 70%に減算	入所定員の超過または職員の欠員等の場合